

信用保証料・利子補給制度のご案内

1. 制度の概要

この制度は、景気の動向や事業環境の変化に対応するために、富田林市小規模企業融資を利用して、経営の安定を図る小規模企業者に対し、融資に必要な信用保証料ならびに利子の2分の1を補給する制度です。

2. 補給対象者

富田林市小規模企業融資を利用した小規模企業者で、融資実行と同時に信用保証料を一括して支払い、借入当初の約定どおり返済をされた方が対象となります。（ただし、融資実行中もしくは完済後に事業所を市外へ移転した場合は、補給できません。）

3. 補給金額

利子ならびに信用保証料の2分の1を補給します。

※ただし、補給額が小数点以下の場合は小数点以下を切り捨てます。

4. 交付申請の期限と方法

(1) 信用保証料の補給

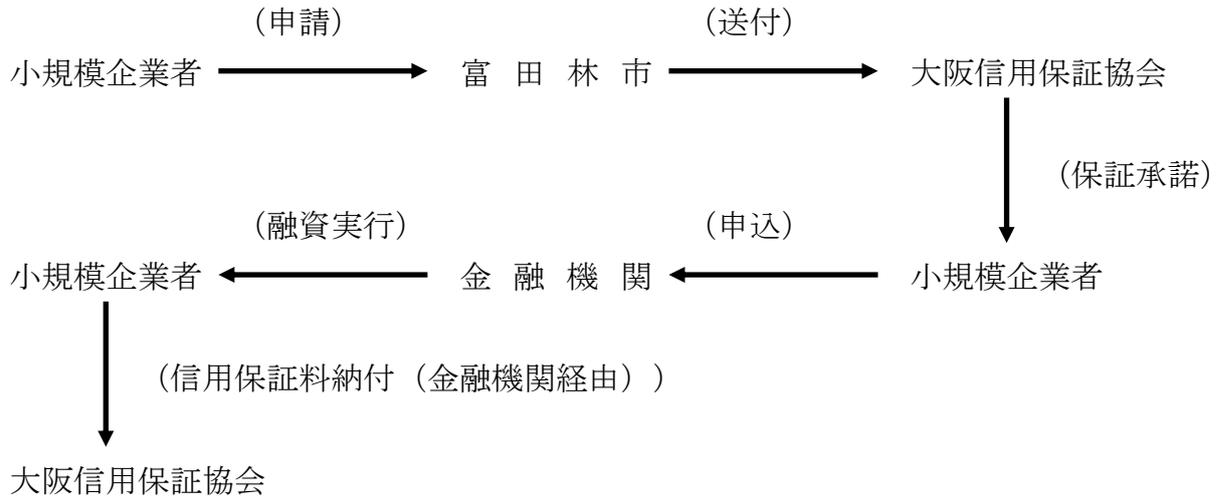
信用保証料の補給金の交付を受ける場合は、**保証料支払後6ヵ月以内**に、信用保証料補給金交付申請書（様式第3号）に当該融資の融資決定書（保証のお知らせ等）、信用保証料の支払を証する書類（通帳の写し等）を添えて、お問い合わせ先まで提出してください。

(2) 利子の補給

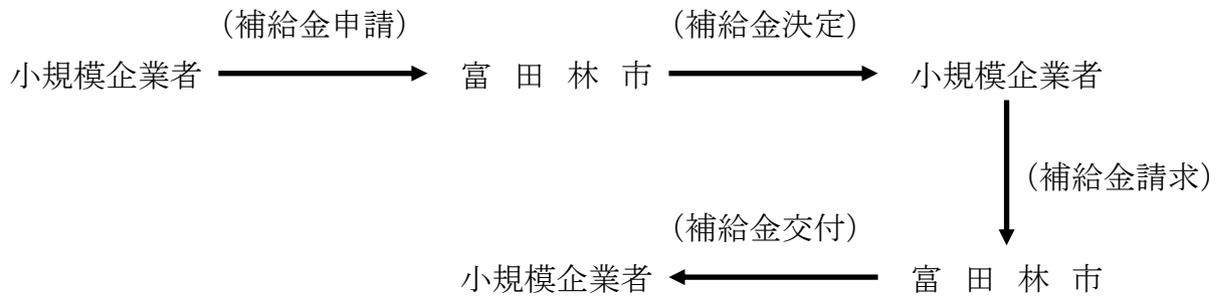
利子の補給金の交付を受ける場合は、**融資完済後1年以内**に、利子補給金交付申請書（様式第4号）に完済証明書（様式第5号）を添えて、お問い合わせ先まで提出してください。

< 交付申請の流れなどは裏面をご覧ください。 >

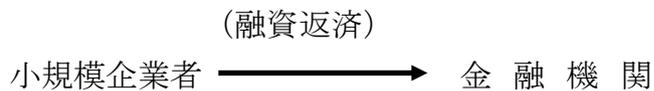
5. 信用保証料補給金交付の流れ



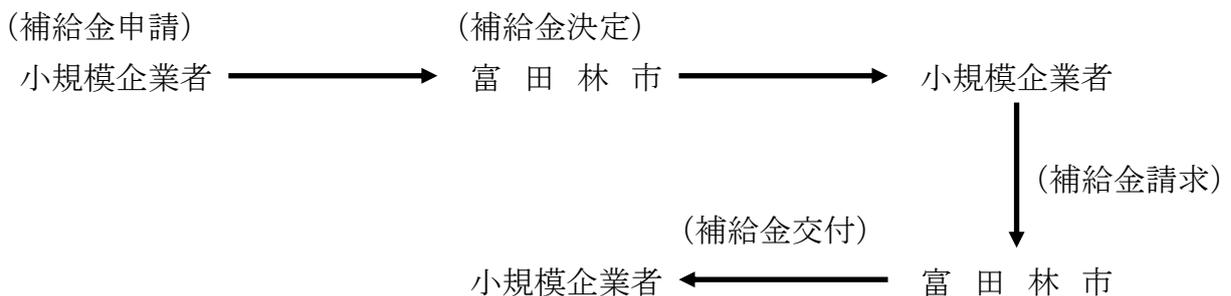
【信用保証料を納付後、6ヵ月以内に・・・】



6. 利子補給金交付の流れ



【融資を借入当初の約定通り完済されて1年以内に・・・】



7. 申請書等の配布・受付及びお問い合わせ先

大阪府富田林市桜ヶ丘町2番8号 すばるホール4階

富田林市産業部商工観光課

電話 (0721) 25-1000 内線 481